

令和6年12月27日

第19回総会議事録

長岡市農業委員会

第 19 回総会議事録

- 1 日 時 令和 6 年 12 月 27 日（金曜日） 午前 10 時 00 分
- 2 場 所 アオーレ長岡東棟 4 階 大会議室
- 3 議事日程及び本日の会議に付した事項
 - 日程第 1 議事録署名委員の選任について
 - 日程第 2 議案第 50 号 農地法の許可の取消し申請について
議案第 51 号 農地法第 3 条の許可申請について
議案第 52 号 農地転用許可に係る事業計画変更承認申請について
議案第 53 号 農地法第 4 条の許可申請について
議案第 54 号 農用地利用集積計画の決定について
議案第 55 号 農用地利用集積等促進計画案について
 - 日程第 3 報告第 10 号 農地法の届出通知等について
- 4 出席委員 (20 名) 別紙のとおり
- 5 欠席委員 (4 名) 別紙のとおり
- 6 職務のため出席した事務局職員
事務局長 山田 正徒、事務局次長 小川 一博、農地係長 広沢 敏功、
振興農政係長 中村 久夫、主事 土田 まりあ、主事 吉澤 あゆみ、
主事 田中 菜々子

開 会（午前 10 時 00 分）

山田事務局長 これより農業委員会総会を開催いたします。

長岡市農業委員会会議規則第 4 条の規定により、諸橋会長から議長を務めていただきます。よろしくお願いたします。

議長 (あいさつ)

これより第 19 回総会を開催いたします。

総会を開催するに当たり、事務局に本日の出席委員数の報告を求めます。

山田事務局長 本日、欠席届が議席番号 10 番、岩本一男委員、14 番、駒野亜由美委員、15 番、西巻郁夫委員、16 番、千野俊輔委員から提出されております。出席委員は 24 名中 20 名であり、長岡市農業委員会会議規則第 6 条の規定による定足数を満たしておりますので、会議が成立していることをご報告

申し上げます。

日程第 1 議事録署名委員の選任について
議長 日程第 1、議事録署名委員の選任については、議長において、議席番号17番、馬場義昭委員、18番、安達隆幸委員を指名いたします。

日程第 2 議案第50号 農地法の許可の取消し申請について
議長 日程第 2、これより審議に入ります。
議案第50号 農地法の許可の取消し申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

広沢係長 ご説明申し上げます。

議案書の 3 ページをご覧ください。

令和 6 年10月29日に農地法第 3 条の規定による許可を受けた案件ですが、契約の相違があったとの理由で許可の取消し申請があったため、取り消すものでございます。

なお、前回の総会にて農地法第 3 条許可申請書の押印廃止について本田委員よりご意見をいただきましたので、12月18日に運営委員の皆様にお諮りしました。その結果をご説明させていただきます。

国は、デジタル化を促進していく観点から、全国的に様式の押印見直しをしましたが、その中で認め印は個人の認証としての効力が乏しいことから、申請書などへの押印を廃止することとしました。これに伴い、国より 3 条や 4 条、5 条許可申請書などの様式改正が行われましたので、長岡市でも押印廃止としたものです。3 条許可申請書を受け付ける際には、譲渡人、譲受人、双方の同意があるものとの前提により受け付けており、同意のある申請書であるかを個人の認証としての効力が乏しい認め印や署名、記名で判断することは困難でありますし、法令上も求められておりません。つきましては、今後も法令上必須とされていない申請書などに押印は求めないこととしたいと思います。ただし、押印がある申請書も受け付けますので、双方の確認を印鑑でしたい場合には押印していただいても結構です。

説明は以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長 それでは、審議に入ります。

ただいまの説明に質問、意見はありませんか。

本田栄一委員 13番、本田です。この取消しについては、譲受人も譲渡人も了解の中、取消しということを出てきたので、これについて特に異を唱えるわけはありません。ただ、譲受人も譲渡人も思い違いがあったということが、深く見ると今回の取消しになったと思っております。そこで、今話がありましたように、国の方針が簡略化、簡素化をしようということになったとのことですが、申請人は、ほとんどが譲受人が持つてくると思うので、譲渡人に間違いがないように、特に事務局としてもその確認をお願いしたいと思います。やはりお互いに思い違い、勘違いは、みんなあるもので、本人同士が確認しないで取消しということにならないように事務局としても確認をした上で書類を作成していただきたいと、思いますので、よろしくお願いします。

以上です。

山田事務局長 ありがとうございます。ご意見賜りました。なかなかどのようにお互いがそれを確認したかというのを確認するか、ちょっといい方法をまだ思いつかないところもありますが、例えば持つてきていただいた方に、これはよく双方で確認したものですよねというような確認はさせていただければなと思います。また、現地確認など必要なものが、委員の皆様のところに行ったときに何か不審なことがあるようでしたら、また事務局にもご連絡をいただければと思います。

議長 それでは、採決に入ります。

議案第50号 農地法の許可の取消し申請について、取消しすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 異議なしの声が聞こえます。

異議なしと認め、原案のとおり取消しすることに決定いたします。

議案第51号 農地法第3条の許可申請について

議長 議案第51号 農地法第3条の許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

広沢係長 恐れ入りますが、初めに議案書の修正をお願いいたします。

8ページの16番、現況地目が田になっておりますが、畑に修正いただきますようお願いいたします。

それでは、ご説明申し上げます。

議案書の5から9ページをご覧ください。

今月の3条許可申請は24件でございます。

1から16番は売買による所有権移転、17から22番は贈与による所有権移転、23、24番は使用貸借権を設定するものであります。

担当委員による現地調査結果は、いずれも問題なしということです。農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を満たしております。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長 それでは、これより審議に入ります。

ただいまの説明に質問、意見はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長 質問、意見がありませんので、採決に入ります。

議案第51号 農地法第3条の許可申請についてを許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 異議なしの声が聞こえます。

異議なしと認め、原案のとおり許可することに決定いたします。

議案第52号 農地転用許可に係る事業計画変更承認申請について

議長 議案第52号 農地転用許可に係る事業計画変更承認申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

広沢係長 ご説明申し上げます。

議案書の11ページをご覧ください。

今月の事業計画変更承認申請は、寺泊地域1件でございます。

1番、寺泊野積の畑について、物置建築敷地及び庭の拡張並びにのり面保護用地として転用する許可を受けていた案件ですが、このたび畑利用に変更するものであります。

以上については、周辺農地に悪影響を及ぼすおそれはなく、当該事業計画の変更については妥当なものと判断いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 それでは、これより審議に入ります。

ただいまの説明に質問、意見はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長

質問、意見がありませんので、採決に入ります。

議案第52号 農地転用許可に係る事業計画変更承認申請についてを承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしの声が聞こえます。

異議なしと認め、承認することに決定いたします。

議案第53号

農地法第4条の許可申請について

議長

議案第53号 農地法第4条の許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

広沢係長

ご説明申し上げます。

議案書の13ページをご覧ください。

今月の4条許可申請は、与板地域1件、寺泊地域1件、中之島地域1件の計3件でございます。

なお、申請のありました4条許可申請につきましては、地域事務所、支所において12月19日までに現地確認を実施しております。

1番、与板町広野の畑について、農機具格納庫及び庭敷地として利用するものです。議案資料9ページに経過説明を掲載しております。申請地は、10ヘクタール以上の規模の一団の農地区域内にあり、第1種農地に該当するものですが、転用計画が既存宅地と一体的に利用するものであることから、ほかの場所での代替性がなく、また集落に接続して設置されるものであるため、例外的に許可できるものであります。

2番、寺泊蛇塚の田について、庭、通路敷地として利用するものです。議案資料10、11ページに経過説明を掲載しております。申請地は、10ヘクタール以上の規模の一団の農地区域内にあり、第1種農地に該当するものですが、転用計画が既存宅地と一体的に利用するものであることから、ほかの場所での代替性がなく、また集落に接続して設置されるものであるため、例外的に許可できるものであります。

3番、上沼新田の畑について、農作業所及び通路敷地として利用するものです。議案資料12ページに経過説明を掲載しております。申請地は、10ヘクタール以上の規模の一団の農地区域内にあり、第1種農地に該当するものですが、転用計画が既存宅地と一体的に利用するものであるこ

とから、ほかの場所での代替性がなく、また集落に接続して設置されるものであるため、例外的に許可できるものであります。

以上については、周辺農地に悪影響を及ぼすおそれはなく、許可要件の立地基準、一般基準ともに満たしており、妥当なものと判断いたします。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長 それでは、これより審議に入ります。

 ただいまの説明に質問、意見はありませんか。

 （「ありません」と呼ぶ者あり）

議長 質問、意見がありませんので、採決に入ります。

 議案第53号 農地法第4条の許可申請についてを許可することにご異議ありませんか。

 （「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長 異議なしの声が聞こえます。

 異議なしと認め、原案のとおり許可することに決定いたします。

議案第54号 農用地利用集積計画の決定について

議長 議案第54号 農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

 事務局の説明を求めます。

中村係長 ご説明申し上げます。

 議案書の16ページの内訳表をご覧ください。

 今月は、利用権の設定・移転で14件の申出がありました。権利関係は、賃借権設計が5件、使用貸借権設定が5件、賃借権移転が4件となっています。

 次に、農地中間管理事業において、中間管理事業実施手続のため、新潟県農林公社が集積一括方式により中間管理権を設定し、転貸するものです。

 初めに、中間管理権設定（公社借入）分については、このたびは60件の申出がありました。内容については、全て新規となります。権利関係は、賃借権設定が60件となっています。

 続いて、使用貸借権及び賃借権の設定（公社貸付）分については、今ほどの公社借受分の農地を新潟県農林公社が耕作者へ転貸するもので、このたびは16件の申出がありました。内容については、全て新規となり

ます。権利関係は、賃借権設定が16件となっています。

なお、詳細内容については、議案書の18ページから35ページにて確認をお願いします。

以上、計90件の申出につきましては、農業経営基盤強化促進法等の関係法令の各要件を満たしており、事務局といたしましては決定相当と考えます。よろしくご審議のほどお願いします。

議長 それでは、これより審議に入ります。

ただいまの説明に質問、意見はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長 質問、意見がありませんので、採決に入ります。

議案第54号 農用地利用集積計画の決定についてを原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 異議なしの声が聞こえます。

異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。

議案第55号 農用地利用集積等促進計画案について

議長 議案第55号 農用地利用集積等促進計画案についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

中村係長 ご説明申し上げます。

議案書の39ページから52ページをご覧ください。

新潟県農林公社から受け手農家へ貸し付けていた農用地利用配分計画のうち、一部新たな受け手への変更があったため、賃借権及び使用賃借権の移転をするものです。

このたびは83件の申出があり、内容については、賃貸借権の移転が78件、使用賃借権の移転が5件となっています。

これらの案件につきましては、当初設定時にそれぞれ審議、決定をしていただいたものです。

これら農用地利用集積等促進計画案は、新潟県農林公社で農用地利用集積等促進計画として決定をし、新潟県の認可と県公告手続後、新たな受け手に貸し付けることとなります。

当該案件は、農地中間管理事業の推進に関する法律に規定されている

県知事認可の各要件を全て満たしている内容であるため、事務局といたしましては決定相当と考えます。よろしくご審議のほどお願いします。

議長 それでは、これより審議に入ります。
 ただいまの説明に質問、意見はありませんか。
 （「ありません」と呼ぶ者あり）

議長 質問、意見がありませんので、採決に入ります。
 議案第55号 農用地利用集積等促進計画案についてを原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
 （「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長 異議なしの声が聞こえます。
 異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。

日程第 3 報告第10号 農地法の届出通知等について

議長 日程第3、報告第10号 農地法の届出通知等についてを議題といたします。
 事務局の報告を求めます。

広沢係長 農地法の届出通知等について、件数と掲載ページをご報告申し上げます。

 4条の届出について2件を54ページに、5条の届出について22件を55から60ページに、農地法の適用を受けない事実確認9件を61、62ページに、18条合意解約について7件を63から65ページに、利用権の解約について94件を66から79ページに、中間管理権の解約について27件を80から84ページにそれぞれ掲載してありますので、ご覧ください。

 以上であります。

議長 報告事項でございます。
 以上で提案した案件の審議は全て終了いたしました。
 これをもちまして第19回総会を閉会いたします。

閉 会（午前10時21分）

長岡市農業委員会会議規則第14条第2項の規定により、ここに署名します。

議 長 _____

農業委員 _____

農業委員 _____

別紙 出席状況（総会議席表）

（令和6年12月27日現在）

議席	出欠	氏名	議席	出欠	氏名																		
1	出	佐藤 佑美	13	出	本田 栄一																		
2	出	土田 米藏	14	欠	駒野 亜由美																		
3	出	椎澤 哲也	15	欠	西巻 郁夫																		
4	出	櫻井 正広	16	欠	千野 俊輔																		
5	出	若井 泰志	17	出	馬場 義昭																		
6	出	諸橋 昇一	18	出	安達 隆幸																		
7	出	馬場 陽子	19	出	坂詰 隆																		
8	出	青柳 久雄	20	出	多田 好一																		
9	出	長谷川 惣市	21	出	鳥羽 若一																		
10	欠	岩本 一男	22	出	伊丹 なつい																		
11	出	田中 豊	23	出	佐藤 辰也																		
12	出	渡邊 義浩	24	出	中野 明美																		
<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">出席委員</td> <td style="width: 5%;">人</td> <td style="width: 35%; text-align: center;">20 人</td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 20%;">議事録署名委員</td> </tr> <tr> <td>欠席委員</td> <td>人</td> <td style="text-align: center;">4 人</td> <td></td> <td></td> <td>馬場 義昭 委員</td> </tr> <tr> <td></td> <td>計</td> <td style="text-align: center;">24 人</td> <td></td> <td></td> <td>安達 隆幸 委員</td> </tr> </table>						出席委員	人	20 人			議事録署名委員	欠席委員	人	4 人			馬場 義昭 委員		計	24 人			安達 隆幸 委員
出席委員	人	20 人			議事録署名委員																		
欠席委員	人	4 人			馬場 義昭 委員																		
	計	24 人			安達 隆幸 委員																		